

令和4年第5回(8月)大郷町議会臨時会会議録第1号

令和4年8月24日(水)

応招議員(14名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

出席議員(13名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	9番	和賀直義君
10番	高橋重信君	11番	石垣正博君
12番	千葉勇治君	13番	若生寛君
14番	石川良彦君		

欠席議員(1名)

8番 石川壽和君

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中 学 君	副町長	武藤 浩道 君
教育長	鳥海 義弘 君	総務課長	遠藤 龍太郎 君
財政課長	熊谷 有司 君	まちづくり政策課長	千葉 昭 君
復興推進課長	武藤 亨介 君	復興推進課技監	門脇 匡哉 君
税務課長	小野 純一 君	町民課長	片倉 剛 君
保健福祉課長	鎌田 光一 君	農政商工課長	高橋 優 君
地域整備課長	三浦 光 君	会計管理者	伊藤 義継 君
学校教育課長	菅野 直人 君	社会教育課長	赤間 良悦 君

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉 恭啓 次長 齋藤由美子 主事 上杉 琉日

議事日程第1号

令和4年8月24日（水曜日） 午前10時 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第13号 専決処分の報告について

日程第4 議案第50号 令和4年度大郷町一般会計補正予算(第5号)

本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

午 前 10時 00分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第5回大郷町議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。ここで町長より御挨拶をいただきます。

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。

臨時議会の開会にあたり、御挨拶を申し上げます。本日ここに令和4年第5回大郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては何かと御多用の中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。改めて、おととい、第104回全国高等学校野球選手権大会で、我が宮城県の仙台育英高等学校が、見事悲願の優勝を成し遂げました。宮城県民として、また東北人として、大変うれしく感動と勇気をもらった次第であります。

さて、7月15日から16日にかけて大雨は、15日深夜1時間に100ミリを超える記録的な豪雨となり、町内のいたる所で川の氾濫、道路の冠水、土砂崩れなどが発生いたしました。被災された町民の皆様へ、改めて心よりお見舞いを申し上げます。町道等の応急復旧工事はほぼ完了してございますが、通常の生活が取り戻せるよう、復旧事業等に全力を尽くしてまいります。

新型コロナウイルスの感染状況は、7月に入り、先週を上回る感染者

が出てございます。また、懸念された新型コロナウイルス感染症の第7波は、変異ウイルスが猛威を振るい、宮城県では8月5日から8月31日まで、みやぎBA・5対策強化宣言を行うとともに、住民、事業者の皆様への協力要請、呼びかけを実施してございます。

本町においても、一日に18人の感染者が確認されるなど、現在500名を超す感染者数となっております。自分や大切な家族を守る行動を再確認していただき、3つの密を避ける行動、新しい生活様式を町民全員で行う、改めて、感染拡大防止の啓発に努めているところでございます。また、ワクチン接種状況につきましては、対象者のうち希望する方が、一日でも早く接種できるよう、黒川医師会の御協力のもと、早期に実行してまいります。

昨日、処暑を迎えましたが、まだまだ残暑が厳しい日が続くようであります。議員の皆様には、お体に御自愛をいただき、御活躍されることを御期待申し上げてございます。

本日、御提案申し上げます議案は、報告関係では、専決処分の報告について、予算関係では、令和4年度大郷町一般会計補正予算（第5号）を上程いたしました。

よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で町長の挨拶を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により1番吉田耕大議員及び2番佐藤牧議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 報告第13号 専決処分の報告について

議長（石川良彦君） 日程第3、報告第13号、専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者から報告第13号の報告を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 皆さんおはようございます。

それでは、報告第13号につきまして御報告をいたします。議案書1ページをお開き願います。

報告第13号 専決処分の報告について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、令和4年度大郷町一般会計補正予算(第3号)について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により議会に報告する。

令和4年8月24日 提出

大郷町長 田 中 学

2ページをお開き願います。

専決第8号 専決処分書。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記

令和4年度大郷町一般会計補正予算(第3号)

令和4年7月16日専決

大郷町長 田 中 学

次ページ3ページをお開き願います。

専決第8号 令和4年度大郷町一般会計補正予算(第3号)

令和4年度大郷町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,274万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億6,260万1,000円とする。

第2条 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年7月16日専決

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算でございますが、7月15・16日の豪雨により被災し

ました町道等の災害応急工事などにつきまして、緊急かつ応急的に予算措置する必要が生じたことから、地方自治法第180条第1項の規定により、7月16日付けで専決処分を行ったものでございます。

4ページをお開き願います。款項ごとに内容を御説明いたします。まず歳入です。

19款繰入金、第1項基金繰入金1億2,774万4,000円の増額補正です。災害応急工事等の財源調整としての財政調整基金繰入金の調整でございます。歳入合計1億2,774万4,000円の増額補正です。

次、5ページでございます。続きまして、歳出です。

第2款総務管理費、第1項総務管理費314万4,000円の増額補正です。豪雨の災害対応に係る職員の時間外勤務手当並びに管理職員特別勤務手当の増額でございます。

第10款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費5,400万円の増額補正です。豪雨により被災しました町道等50か所の災害応急工事及び地域整備課、復興推進課職員の時間外勤務手当並びにコピー代等の消耗品の増額でございます。

第3項農林水産施設災害復旧費、3,000万円の増額補正です。豪雨により被災しました農業用水路等30か所の農業施設災害応急工事の増額でございます。

第4項公共施設災害復旧費、3,560万円の増額補正です。豪雨により被災しました赤道等30か所の公共施設災害応急工事並びに大雨により冠水した後谷地地区など排水業務の増額でございます。歳出合計1億2,774万4,000円円の増額補正です。

以上、補正前の予算額55億3,985万7,000円に、歳入歳出とも1億2,274万4,000円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ56億6,260万1,000円とするものでございます。

以上で、報告13号、専決処分の報告につきましての報告を終了いたします。

議長（石川良彦君） 以上で、報告第13号の報告を終わります。専決処分の報告でありますので、報告のみとなります。

日程第4 議案第50号 令和4年度大郷町一般会計補正予算（第5号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第4、議案第50号、令和4年度大郷町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） それでは、議案第 50 号、一般会計補正予算（第 5 号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。補正予算書 2 ページをお開き願います。

議案第 50 号、令和 4 年度大郷町一般会計補正予算（第 5 号）。

令和 4 年度大郷町の一般会計補正予算（第 5 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 14 億 6,262 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 71 億 9,211 万 2,000 円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 4 年 8 月 24 日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算の概要につきまして御説明をいたします。

今回の補正予算ですが、3 月 16 日の福島県沖地震並びに 7 月 15 日から 16 日の豪雨により被災した町道、農道等の災害復旧工事費の増、7 月豪雨により農地が被災した方への農地災害復旧事業費補助金及び床上浸水により住居が半壊となった方への災害見舞金並びに災害援護資金貸付金の増などが主なものでございます。歳入では、補助事業見合いの国・県補助金、町債、分担金、財政調整基金において財源調整をしたものでございます。

続きまして、3 ページをお開き願います。第 1 表、歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を説明をいたします。まず歳入です。第 13 款、分担金及び負担金、第 2 項分担金 3,397 万 5,000 円の増額補正です。農業施設災害復旧工事に係る分担金の増で、分担金率は 17.5%となっております。

第 15 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金 4 億 9,739 万 3,000 円の増額補正です。3 月の福島県沖地震並びに 7 月の豪雨により被災した町道等の公共土木施設災害復旧事業国庫負担金の増によるものです。国庫負担率は 66.7%となっております。

第 16 款県支出金、第 1 項県負担金 1,360 万円の増額補正です。7 月の

豪雨により住居が半壊以上となった方への災害援護資金貸付に係る災害援護費負担金です。1件当たり上限が170万円で8件分を見込んでございます。

第2項県補助金1億10万円の増額補正です。7月の豪雨により被災した農道等の農林水産施設災害復旧事業補助金の増によるものでございます。県補助率は65%となっております。

第19款繰入金、第1項基金繰入金1億9,985万8,000円の増額補正です。財源調整としての財政調整基金繰入金の調整でございます。

第22款町債、第1項町債6億1,770万円の増額補正です。3月の福島県沖地震並びに7月の豪雨により被災した町道、農業用排水路等の災害復旧工事に係る災害復旧事業債の増額でございます。そのうち、町道等の公共土木施設災害復旧債については、国災分は国庫負担金の残額100%充当可能で、元利償還の95%が交付税措置されるものでございます。また、町単災分は工事費の100%充当可能で、元利償還の47.5%が交付税措置されるものでございます。

赤道等の公共施設災害復旧債については、全て町単独災でございまして、工事費の100%充当可能で、元利償還の47.5%が交付税措置されるものでございます。

農道等の農林水産施設災害復旧債につきましては、国災分は工事費から県補助金及び受益者分担金を差し引いた残額に90%充当可能で、元利償還の95%が交付税措置されるものでございます。また、町単独災につきましては受益者分担金の残額に65%充当可能で、元利償還の47.5%が交付税措置されるものでございます。歳入補正額合計14億6,262万6,000円の増額でございます。

続きまして4ページでございます。歳出です。第3款民生費、第1項社会福祉費1,384万円の増額補正です。

7月の豪雨により住居が半壊以上となった方への災害見舞金並びに災害援護資金貸付金の増額でございます。災害見舞金につきましては1件当たり3万円、災害援護資金貸付金につきましては1件当たり上限が170万円でそれぞれ8件を見込んでおります。

第10款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費9億2,508万9,000円の増額補正です。3月の福島県沖地震並びに7月の豪雨により被災した町道等の災害復旧工事費及び国災分の測量設計等業務の増額でございます。復旧工事費につきましては、地震分は国災が2件、豪雨災分は国災が20件、町単独災が102件となっております。

第3項農林水産施設災害復旧費3億8,925万円の増額補正です。7月の豪雨により被災した農道等の災害復旧工事費及び国災分の測量設計等業務並びに農地災害復旧事業費補助金の増額でございます。復旧工事費につきましては、国災が10件、町単独債が78件でございます。農地災害復旧事業費補助金につきましては、40万円以下の農地小災害復旧事業を行う土地所有者に対して70%相当を補助するものでございます。

第4項公共施設災害復旧費1億3,444万7,000円の増額補正です。7月の豪雨により被災した赤道や町立公園等の災害復旧工事費並びにこども園災害復旧測量設計等業務などの増額でございます。復旧工事費につきましては、全て町単独事業で84件でございます。歳出補正額合計14億6,262万6,000円の増額でございます。

以上、補正前の予算額57億2,948万6,000円に歳入歳出とも14億6,262万6,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ71億9,211万2,000円とするものでございます。

続きまして5ページを御覧いただきたいと思っております。第2表地方債補正につきまして御説明をいたします。追加1件、変更2件でございます。まず追加です。1、農林水産施設災害復旧事業、7月の豪雨災害により農道等農業施設災害復旧工事に係る起債でございまして、限度額は1億1,520万円でございます。起債の方法は証書借入、利率は5.0%以内、ただし利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものでございます。償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換することができるものとしてございます。本債につきましては、国災分が工事費から県補助金及び受益者分担金を差し引いた残額の90%が充当可能で、後年度元利償還の95%が交付税措置されるものでございます。また、町単災分につきましては工事費から受益者分担金を差し引いた残額の65%が充当可能で、元利償還の47.5%が交付税措置されるものでございます。

次に変更です。起債の目的、補正前、補正後の順で御説明をいたします。1、公共土木施設災害復旧事業、3月の福島県沖地震及び7月の豪雨災害による町道等公共土木施設災害復旧工事費の増により、限度額を2,400万円から3億9,820万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様です。本債につきましては、国

災分・町単独災ともに工事費の100%充当可能で、国災分が後年度元利償還の95%、町単独災分が47%交付税措置されるものでございます。

2、公共施設災害復旧事業、7月の豪雨災害により赤道等公共施設災害復旧工事費の増により、限度額を2,930万円から1億5,760万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。本債につきましては全て町単独債でございまして、工事費の100%充当可能で、後年度元利償還の47.5%が交付税措置されるものでございます。

以上で、議案第50号、一般会計補正予算（第5号）につきましての提案理由の説明を終了いたします。次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。ないようです、はい、12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 10ページのですね、災害復旧費のこの、公共施設災害復旧費の中で、測量設計業務の説明の中でこども園の関係もなんか測量設計するというような話だったんですが、このことについてあの、今回民家の後ろになりますか、木ノ崎のですね、所が崩れてるわけですが、このこども園造る、こども園の造成と今回の土砂崩れというのは因果関係深いんじゃないかと思ってるんですが、この辺についてどのように見ておられますか。お聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います、財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。この今回の測量設計業務でございますが、こども園の関係の豪雨災害の測量設計業務でございますが、全体的に今回の災害であの部分が被災されたのかどうか、それらも合わせて調査をして、災害復旧工事費を計上するものでございますが、その因果関係につきましても併せて、今回調査をさせていただきたいというふうに考えてございます。

議長（石川良彦君） はい、千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 調査結果ですね、因果関係がやはり、その…いわゆるすくすくゆめの郷をつくるにあたっての、つくったことによってその辺の土砂崩れにかかったんじゃないかというようなことになった場合には、何らかの形で町か県かどこかの負担が出てくるのかなと思うんですが、その辺の財政的な、もしそのように因果関係が明らかになった場合にですね、町の財政負担はどうなるのか、その辺、検討されておりますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います、財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。まずあそこにつきましては急傾斜地という指定がございまして、その辺今県のほうに調査をしていただき、県なり我々も一緒に行った中でですね、調査をしているところでございまして、その結果まだ県のほうから回答ございません。それが、それによって、あと今後その結果次第で、あと上のほうに予算をどのように計上したらよろしいか、町で施工するものなのかと、県でなのかということとは決定次第あと予算をまた提案させていただいて、議員の皆様説明をいたしたいというふうに考えてございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 全体の今回のこの豪雨の災害でですね、豪雨によってですね、大郷町は激甚災害の指定を受けているのかどうかその辺、また今のところはっきりしなければいつ頃までに見通しがあるのか、その辺についてまたそれが指定された場合にはいくらかこの、いわゆる被災の関係で、町債も含めてですか、その辺の補助率が変わってくるのかどうか、その辺確認しておきたいと思います。説明を求めます。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。今回の災害につきましては激甚災害の指定、宮城県としてなっておるところでございしますが、本町のいわゆる災害につきましては、いわゆる農地なり公共土木施設でございしますが、それなりは、なんて言うんですかね、補助率の増高等につきましてはない部分でございまして、土地改良事業等に特化した部分での激甚指定というようなことでの指定を、国のほうからの指定を受けているというような状況でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。7番熱海文義議員。

7番（熱海文義君） 今日いただいた資料の中の地方債についてですが、公共土木の事業に関してですね、7月豪雨災害が国と町単独債と分かれてるんですが、その内容をお聞かせください。それから3番目の農業水産施設に関しても7月豪雨が国と町単独に分かれてるんですが、その辺を詳しく教えてください。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 詳しい内容って、あの事業費ベースで今回拾っているところとございまして、実際今回予算計上している部分とこれはつながってくるかと思しますので、その災害の状況ということでございます。詳しくというのはその災害復旧の内容なのか、そこはちょっと。

議長（石川良彦君） 熱海議員。

7番（熱海文義君） 詳しくというのは例えばこの部分は国災ですよと、この部分に関しては町単独ですよというところを教えてください。

議長（石川良彦君） 財政でいい。どっち答える。地域整備課ね、はい、答弁願います、地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。まず公共土木災害関係でございますが、その中の国の対象となるものにつきましては道路が2か所、河川が18か所でございます。また、町単独災害復旧事業につきましては道路が70か所、水路が32か所となっております。続きまして農国災、国の対象となるものにつきましては農道が3か所、用排水路が6か所、ため池が1か所となっております。また、単独災害につきましては農道が6か所、用排水路が64か所、ため池が8か所でございます。以上です。

議長（石川良彦君） はい、熱海文義議員。

7番（熱海文義君） この国、国災と、場所は具体的こう数字的なものは分かったんですけど、その単独災と国災で、その災害の度合いが違ってこういうふうになるのか、場所的なものでこういうふうになるのか教えてください。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。場所的なものではなくて、あくまでも被害の大きさでございまして、1か所当たり例えば40万とか60万とかですね、被害の額が大きくなった場合に国の対象となるものでございまして、その辺につきましては測量設計業務費等もございしますので、その予算の配分の中でどちらでした場合に、例えば財政的な負担とかですね、そういったものは軽減されるかということも勘案しながら、国の災害、町の災害ということで対応してございます。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですのでこれをもって質疑を終わります。これより討論に入ります。ございせんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第50号、令和4年度大郷町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって本案は原案どおり可決されました。

議長（石川良彦君） 以上をもって本臨時会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和4年第5回大郷町議会臨時会を閉会といたします。
大変御苦労さまでした。

午 前 10時 32分 閉 会

上記の会議の経過は、事務局長 千葉 恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員